

申請には必ず通帳のコピーが必要です。

下図のようにコピーをとってください。

※通帳が複数ある場合はそのすべてのコピーが必要です。

※配偶者がいる場合は、配偶者の通帳のコピーも必要です。

通帳表紙裏面

口座名義 クラシキ タロウ 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="font-size: small;">店番号</th> <th style="font-size: small;">口座番号</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">1234567</td> </tr> </table>	店番号	口座番号	123	1234567
店番号	口座番号				
123	1234567				
○○銀行 △△支店	銀行名・支店名・口座番号・名義の分かるページが必要です。 全て分かる場合は表紙でも可です。				

最終記帳ページ

普通預金				
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残額
03-06-03	繰越			*1,240,000
03-06-21	利息		*3	*1,240,003
03-07-28	クラシキイコユカケ		*9,600	*1,249,603
03-08-15	国民年金		*140,000	*1,389,603
03-08-28	カード	*160,000		*1,229,603

できるだけ最新の日付となるように、提出前に記帳をしてください。

最終日付が申請日から2ヶ月以上前の日付の場合は、記帳をお願いすることがあります。

定期・定額貯金がある場合は、そのページのコピーも必要です。

預貯金等とは何が該当するか？

資産性があるもの、換金性が高いもの、かつ価格評価が容易なものを資産勘案の対象とし、価格評価を確認できる書類の入手が容易なものについては添付を求めることになります。

(例)

	対象か否か	確認方法
預貯金（普通・定期・定額・積立）	対象	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し） 定期預金証書の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	対象	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど） ※事業用に関するものは対象外	対象	借用証書など残額が明確に分かるもの
生命保険	×	—
住宅・自動車	×	—
貴金属・高額品	×	—

※上記のものがある場合は申請書へ記入し、確認できる書類を添付してください。
 有価証券や投資信託がある場合は、証券会社や銀行の口座残高の写しを、
 負債がある場合は、借用証書などの写しを添付してください。
 現金など確認できる書類が無い場合は、確認書類の添付は不要ですが、
 金額を申請書へ記入してください。